



港区新橋5-15-5  
交通ビル3F  
国労東日本本部  
発行責任者 佐藤勝雄  
編集責任者 伊藤隆夫

2003年11月26日  
第602号  
定価 20円  
組合員の購読料は  
組合費に含まれています

もう一人の仲間を国労に  
**国労加入を**  
大胆に訴えよう

# 秋晴れの下、組合員・家族が激走!

## 国労東日本第8回駅伝・マラソン大会開催

11月8日(土)、秋晴れの下、国労東日本本部主催の第8回駅伝・マラソン大会が開催されました。開会式会場の桜田門前には東日本内の各地方より、選手・家族が250名集結し、熱走を繰り広げ団結を深めました。また今大会の焦点は、駅伝の部で2連覇を達成してい

る高崎地本が連覇を伸ばすのか? はたまた、他地本のチームが拒むのか? に注目が注がれましたが、周りのプレッシャーをものともせず、みごと高崎地本が駅伝の部で3連覇を達成すると共に、マラソンの部でも優勝を勝ち取り、見事完全優勝を達成しました。



個人マラソン一斉にスタート

### 第8回マラソン大会の記録

- #### 個人マラソン競技
- 第1位 柳井 剛 17'57"41 高崎(高崎西部)
  - 第2位 金子 恒典 18'04"97 東京(浦和車掌区)
  - 第3位 小野 雄志 18'26"26 秋田(土崎工場)
  - 第4位 佐々木 功 18'37"42 盛岡(宮古地域)
  - 第5位 松本 文雄 19'08"93 秋田(横手運転区)
  - 第6位 加賀耕三郎 19'10"94 新幹線(東海・東一車輛所)



やる気十分「国労新潟」チーム

**駅伝は高崎地本AチームがV3!!**  
**マラソンは柳井剛選手(高崎)がV!!**

### 駅伝競技

優勝 高崎地本A		
(1区) 16'12 齊藤 弦太	(2区) 8'34 吉田 博司	(3区) 10'20 矢野 正博
(4区) 8'55 松本 貢	(5区) 9'25 柳井 剛	(6区) 17'00 小保方孝司
準優勝 盛岡地本		
(1区) 17'55 吉田 雅志	(2区) 8'52 佐々木芳商	(3区) 9'56 八嶋 昌二
(4区) 8'13 黒井 恒夫	(5区) 10'56 米田 勝義	(6区) 18'13 吉田 雅美
第3位 長野地本A		
(1区) 19'12 森 勝	(2区) 8'41 柳原 昭治	(3区) 9'58 関口 修
(4区) 8'56 久保 吉人	(5区) 10'01 平塚 隆	(6区) 18'21 山崎 義明

### 区間賞

(1区・5km) 16'12 齊藤 弦太(高崎)	(2区・2.5km) 8'15 松本 文雄(秋田)
(3区・2.5km) 9'56 八嶋 昌二(盛岡)	(4区・2.5km) 8'13 黒井 恒夫(盛岡)
(5区・2.5km) 9'25 柳井 剛(高崎)	(6区・5km) 17'00 小保方孝司(高崎)



個人競技優勝の柳井選手(高崎地本)力走のゴール



ゴールは仲良くお父さんと一緒! 東京地本 中山さん親子

**第八回マラソン大会を歴史と伝統・国労魂で!**  
国労東京走友会会長 高久保

第八回国労東日本マラソン大会は、組合員と家族の日頃の行いがよかったのでしょう、当日はまさに秋空の下、江戸城は、桜田門に応援の方を含め二〇〇名の仲間が結集し大成功裏に終わりました。事務局を担当した一人として満足です。早くも八回を迎えて組合員の年齢も高くなり、参加者は下降気味ですが、味は一味二味充実です。各地本から結集した、個人競技六〇名のエントリーと駅伝二二チーム(一三二名)のランナーが、江戸城の周りを、明るく、楽しく、したたかに走りました。

国労が国労らしく二連覇を達成した高崎地本に、追いつき追い越せの国労魂が今、私たちにもとめられています。来年も又がんばるぞ! とは健康でなければなりません。

一、〇四七名の闘争団の一日も早いJ.R復帰と勝利解決を勝ち取る闘いは、ランナーの走る気持ちと同じです。

最後に大会にご尽力下さったハムクラブをはじめとする関係者の皆さんにお礼を申し上げます。

追伸 貨物協の皆さんご苦勞様でした。汗をかいた事は来年につながるものです。期待してですよ!

# 二つの署名に全力を

## 「03年制度・手当改善要求」実現を勝ち取ろう

国労東日本本部は、指示第12号（03年11月6日付）にて標題の取り組みを行うことを決定しました。すでに、各職場では署名行動の意思統一がされていると思いますが、組合員・家族をはじめとしたJRに働く多くの仲間たちに訴え、署名行動の成功から労働条件の改善を勝ち取りましょう！

〈東日本本社提出は12月22日の週を予定しています〉

\*尚、実施に当たっての詳細は地本・支部の意思統一に従ってください。

### 要求書

国鉄労働組合東日本本部

制度及び待遇等に関する要求を提出するの誠実に検討し改善を図ること。

**制度に関する要求**

- 第二基本給を廃止すること。
- 昇進基準-5等級まで自動昇格制度を新設すること。
- 賃金規程第35条の6を廃止し、55歳以上のものに定期昇給制度を確立すること。また、賃金減額をやめること。
- 出勤規定を次のように改正すること。
  - 本人同意を原則とする。
  - 37時間30分を越える労働時間に対する単価を再評価すること。
  - 人事の運用について一長期に及ぶ昇進昇任を解消すること。
  - 運転業務従事者昇進を次のように改善すること。
    - 出向者にも規程を適用すること。
    - 規程第3条を見直し輸送員を「A」職種とすること。
    - 賃金規程第18条、年齢別による保障基本給を改善すること。
    - 50歳、55歳のポイントを新設すること。
  - 長期勤続者の賃金戻入と社員共済会からの給付を併し「戻入」扱いをなくすること。
  - シフト要員労働時間制度の運用は居住地から通勤可能な範囲とすること。また不可能の場合は社宅・寮の利用を可能とすること。
  - 就業規則第77条を次のように改善すること。
    - 忌引きの適用は賃金を知った時点で勤務が終了していた場合には翌日から適用すること。
    - 忌引きの適用範囲を見直し、同居している親族に準じて特別休暇執行にあたる場合は7日とし、伯父・伯母も対象とすること。
    - 忌引き証明書（同居していない親族）の提出は廃止すること。
  - 風水出欠等は「遅延報告及び遅延指示」を受けた場合にも適用すること。
  - シフト制度を拡大し、改善を図ること。
  - 半休の使用範囲をやめること。また、証明書・診断書等の提出義務を廃止すること。
  - 業務用自動車運転（技能士等の受検料を含む）に必要な免許更新、手数料、時間は会社負担とすること。
  - 業務中に交通事故が発生した場合の事故処理に関する諸経費補償の制度を確立すること。
  - 自動車通勤でも「陪償」としての扱いを認めること。
  - 給付等の振込先の対象に、労働年金及び郵便局を加えること。
  - 賃金証明書に個人ブローカー（銀行名、支店名、口座番号）の表記をやめること。

**手当に関する要求**

- 扶養手当を増額すること。また、大学、専門学校在学中の子も手当の対象とすること。
- 通勤手当は全額会社負担とすること。また、社宅補助金制度を新設すること。
- 賃金規程第4条別表第17の8の17、特に指定された者に「当職長代行指定者」を加え通勤手当を支給すること。
- 鉄道工事管理費、顧問責任者手当を新設すること。
- 無人駅操り手当（車掌）および入換手当を新設すること。
- 非常勤職で一人勤務者に一人勤務手当を支給すること。
- 技術手当（賃金規程65条別表19）の資格に、アルミ溶接、ステンレス溶接を資格として加えること。
- 警備作業手当（賃金規程75条別表20）に防護マスク及び防護服を着用する作業を追加すること。
- 汚物処理作業手当（賃金規程81条）の適用範囲に排水処理施設、入湯検査及び便所検査、家庭雑業を加え、手当を増額を図ること。
- 夜中・警備作業手当は点検等夜勤に対する作業手当と対象とすること。
- 賃金規程第3・04条を見直し、普通自動車運転にも運転手当を支給すること。
- 業務用自動車の高速道路運転手当を新設すること。
- 深夜・早退手当（賃金規程95・96条）を次のように改善し増額すること。
 

等級	深夜	深夜	下に掲げる者
(1) 4時間以上の場合	1号	2号	3号
(2) 約束時間全て含まれる場合	1700	1400	
(3) 約束時間一部しか含まれる場合			
(4) 約束時間なし			
(5) 11時間以上ある場合	1900	800	700
(6) 8時間以上ある場合	800	650	550

14. 乗務員の乗務手当と同様に営業担当者へ接客手当を新設すること。

15. 管理職社員の短時間勤務(個人契約)での勤務について、通勤手当(賃金規程119条4)を適用すること。

16. 緊急呼び出し手当(賃金規程121条3)の(2)を3000円、(3)を2000円に増額すること。

17. 緊急呼び出し時の出勤については緊急出勤を命じた時刻から支給対象とすること。

18. 夜勤・休日手当を増額すること。

19. 「別居手当」の実給範囲を「別居の実態が生じた場合」と改正すること。同時に、手当を増額を図ること。

20. 勤労者で扶養家族を持つ者も「別居手当」の支給対象とすること。

21. 寒冷地手当を次のように改善すること。
 

- 年勤制により賃金パートに入社した者の手当を「世帯主」とすること。
- 長期勤続者に適用範囲を拡大し、手当を日割り計算し支給すること。

22. 通勤経費は100kmを超えた場合、通勤範囲の定めがあるなしにかかわらず700円とする。

**地域間異動に関する要求**

- 異動に当たっては勤務者・家族に特別な事情がある社員には十分な配慮を行うこと。また、異動に当たっては、公正を図ること。
- 永年勤続表彰の式典出席費は異動先・元支社の調任とする。
- 異動で異動先に転勤してアパートを賃貸借しているものには「賃借住宅補助金」を支給すること。
- 単身者・独身者とも同収給の代用証を発行すること。
- 替り代用証については、高速バス等の交通機関を使用できる制度にするが、実費を支給すること。
- 希望異動のあり方を見直しすること。
- 異動後2年程度の期間、異動は任意に扱うこと。
- 社任代用証の扱いを当月発行に限定せず柔軟(長)とする。

**教育・安全・サービスに関する要求**

- 職場における「OJT」教育を充実すること。
  - 教育手当を新設すること。
  - インストラクター及び教育マニュアルを充実すること。
- 社員に対する暴力対策の強化と被害体制の充実を図ること。
- 教育に組合員による差別があつてはならない。公正な人選を心がけること。
- 施設整備に伴う訓練・地理不案内等の状況解消のための教育・訓練を実施すること。
- 駅等におけるバリアフリー化の促進を図ること。
- 各地方・支社の実態調査を行い輸送員業務の上限を把握し、周知徹底を図ること。
- 各労働組合代表を加えた「事故撲滅対策会議」を設置し、より以上の安全安定輸送の確立を図ること。

**その他の要求**

現在係争中の不当労働行為事件について早期解決を図ること。

- 各都府県、レクリエーション及び運動部等の会費を拒否することが報告されている。是正を図ること。
- 小集団委員会、永年勤続者表彰式及び祝賀金に組合員差別を打ち込みはならない。厳格な同様の扱いとすること。

2003年11月  
 (代表団長)  
 国鉄労働組合東日本本部  
 代表取締役社長  
 大塚 隆 兼 展  
 (住所)

## ILO勧告を遵守し、責任あるJR不採用問題の解決を

国労本部は、闘争指示第7号（03年10月27日付）にて、「1,047名問題の不採用事件を解決するためには、JR職場における不当労働行為根絶の闘いと結合し、院内外の大衆運動を強め、日本政府にILO勧告の履行を迫る国民的な世論形成を勝ち取っていく以外にない。」と、標題の取り組みに全力をあげることを決定しました。

日本政府に責任ある解決を求める団体要請署名の成功から、JR不採用問題の公正な解決を勝ち取りましょう！

〈第一次集約04年1月末、第二次集約04年3月末〉

\*署名取り組みに当たっての用紙・宣伝物については各機関に問い合わせを！

日本政府はILO勧告を遵守せよ

緊急に求められ

JR不採用問題の公正な解決が

国鉄労働組合  
 国鉄闘争支援中央共闘会議  
 JR不採用事件ILO連絡会

●皆さんのご支援・ご協力を●

安部誠治 (関西大学教授) 石井博 (弁護士) 中久保秀樹 (弁護士)  
 岡田尚 (弁護士) 海渡謙一 (弁護士) 鎌倉孝夫 (埼玉大学名誉教授)  
 野村武彦 (弁護士) 小島恒久 (九州大学名誉教授) 後藤徹 (弁護士)  
 サイナル・ランバック (ILO理事、マレーシア) 櫻井直 (日本大学教授、交通社会学専攻) 下山勇雄 (九州大学名誉教授) 中  
 聖忠二 (国鉄闘争支援中央共闘会議議長) 中野麻美 (弁護士) 中山和久 (早稲田大学名誉教授) 福田隆 (弁護士) 松井安徳 (北海道大学名誉教授) 富田邦雄 (弁護士、日本労働弁護団会長) 萬井  
 隆吉 (龍谷大学教授) 和田良 (ITFアジア太平洋地域部長)

—JR不採用事件ILO連絡会呼びかけ人—

日本政府に責任ある解決を求める団体要請署名にご協力を

〒105-0004 東京都港区新橋5-15-5  
 国鉄労働組合  
 TEL.03-5403-1640 FAX.03-5403-1644